

令和 7 年度採用
長野県中野市地域おこし協力隊員
募集要項
(移住定住促進・関係人口創出)

♪ 兎追いしかの山 小鮒釣りしかの川 夢は今も巡りて 忘れがたき故郷 ♪
誰もが知っている唱歌「故郷」。

その作詞者・高野辰之が生まれ育った中野市には、豊かな自然、美しい山々、
日本のふるさとの原風景が今も広がっています。

一方で、市街地にはスーパーやホームセンターなど生活に便利な店舗や医療
機関は揃っています。

そんな田舎ながらも生活に不便がない、田舎過ぎない「ちょうどいい田舎」
中野市で移住定住の促進と関係人口の創出に取り組んでいただける、意欲の
ある方を募集します！



中野市経済部商工観光課ちょうどいい田舎暮らし推進係
〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号
電話 0269-22-2111 (内線 256)

1 募集する活動内容

(1) 募集人数

委託型地域おこし協力隊

ミッション：移住定住促進・関係人口創出担当 1名

(2) プロジェクトの内容

首都圏などで開催する移住や関係人口に係るイベント等で、田舎過ぎず都会過ぎない「ちょうどいい田舎」中野市のいろいろな「ちょうどいい」を PR し、移住定住促進及び関係人口創出を図るミッションです。

(3) 活動内容

- ・移住相談（主に移住相談会や移住セミナーでの相談業務）
- ・情報発信（SNS 等による情報発信、イベント・相談会場での PR 業務）
- ・移住・関係人口イベントの企画・実施
- ・オーダーメイド見学ツアー対応（対面型、オンライン）
- ・その他、目的に資する業務
- ・市が実施する移住・関係人口イベントでの運営協力
- ・協力隊同士の連携・協働
- ・地域活動への積極的な参加及び参画
- ・活動に必要と思われる研修会、連絡会議、地域の集会等への参加
- ・隊員としての任期終了後の定住に向けた生活基盤の構築活動

2 応募条件

(1) 20 歳以上で 40 歳未満の方（令和 7 年 4 月 1 日現在）

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たし、中野市地域おこし協力隊として任命後、生活の拠点を本市に移し、本市の住民基本台帳に記録されることができる方

① 3 大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。）の都市地域、または政令指定都市のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）のいずれかに指定された地域をいう。）を除く地域に生活の拠点があり、住所を定めている者

② 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。）第 16 条に規定する職員の欠格条項に該当しない者

(3) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も本市に定住し、起業又は就職しようとする意欲を持つ方

(4) 地域住民と協力しながら、地域活性化に向けた企画・提案・実行ができる方

(5) 心身ともに健康であり、積極的に活動できる方

(6) 普通自動車免許を取得している方

(7) 基本的なパソコン基本操作（ワード、エクセル、インターネット、SNS 等）の活用ができる方

(8) 土日及び祝日の行事や夜間の会議など、必要に応じて参加できる方



3 活動場所

中野市内ほか（市内外・県外のイベント会場含む）

4 活動時間

概ね月 120 時間程度

5 活動形態及び期間

- (1) 委託型地域おこし協力隊として中野市長が委嘱します。（個人事業主扱い）
- (2) 委嘱は、原則として令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。※着任日は応相談
- (3) 年度毎に委嘱し、最長 3 年間とします。
- (4) 委嘱期間中に委託契約を締結し、事業内容など明確にします。
- (5) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 委託に係る費用

- (1) 報酬費として、年額 3,499,200 円（月額 291,600 円）。
※ 市との雇用関係はないため、健康保険及び年金等については、個人負担で加入が必要です。
 - (2) 活動に必要な需用費、消耗品、賃借料などは負担経費として年額 2,000,000 円を市が負担します。
 - (3) 住居の賃借料は上記の負担経費から年額 600,000 円まで負担します。
※ 転居に要する費用、水道光熱費などの生活費、自治会費などは個人負担です。
 - (4) 委託費の会計処理については下記のとおりです。
 - ① 独立した口座を開設すること
 - ② 毎月の報告書とともに専用の帳簿を提出すること
 - ③ 支出する根拠となる請求書、領収書、振込証明を保存すること
- ※ 金額は現時点での予定であり、令和 7 年度の予算執行が可能になった場合に確定します。

7 応募手続

- (1) 応募受付期間
令和 7 年 5 月 9 日（金）まで
 - (2) 提出書類
 - ① 指定応募用紙（写真貼付）（市ホームページからダウンロードしてください。）
 - ② 住民票（本籍記載あり）
- ※ 応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

(3) 提出先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号

中野市役所 経済部 商工観光課 ちょうどいい田舎暮らし推進係（担当：山浦・黒崎）

電話：0269-22-2111（内線 256）

e-mail：chodoii@city.nakano.nagano.jp

※「中野市地域おこし協力隊（委託型）応募申込書在中」と記載の上、郵送または持参してください。

8 選考

(1) 応募提出書類の受付

- ・ 応募用紙を送付いただいて、正式にご応募したものとします。

(2) 書類選考（一次選考）

- ・ 応募用紙をもとに中野市で書類選考を行います。
- ・ 書類選考結果はメールでお伝えします。

(3) 面接（二次選考）

- ・ 書類選考合格者を対象に、中野市役所で面接を行います。なお、面接に要する交通費等は自己負担となります。（リモートで実施の場合あり）
- ・ 日程等の詳細については、書類選考結果を通知する際に応募者にお知らせします。

(4) 最終結果の通知

- ・ 選考終了後に、結果を文書で通知します。

9 お問い合わせ

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号

中野市役所 経済部 商工観光課 ちょうどいい田舎暮らし推進係 （担当：山浦・黒崎）

電話：0269-22-2111（内線 256）

e-mail：chodoii@city.nakano.nagano.jp

10 こちらもご覧ください

▼中野市移住定住応援サイト



▼中野市地域おこし協力隊▼

Instagram



facebook



▼信州なかのギャラリー

Instagram

